

件 名

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について

提案理由

部局横断的かつ高度な総合調整等をより円滑にするとともに、インクルーシブ教育システムの構築に係る取組の強化などをするため、埼玉県教育局組織規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

埼玉県教育委員会の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、事務局の組織、所掌事務、職制等に関し、必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

(1) 所掌事務の見直し

総務課の所掌事務から、次の事務を除く。

ア 埼玉県教育振興基本計画の策定及び進行管理その他の教育施策の推進に関すること。

イ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価に関する

(総務課)

こと。

※ 除かれた事務は、本局の参事に命じることを想定

(2) 職の設置

特別支援教育課に教育指導幹を置くことができることとする。

(3) 法律の改正に伴う事務の追加

学校教育法の改正に伴い、市町村立幼稚園及び県立特別支援学校（幼稚部を置くものに限る。）の職員等による入園児虐待に係る通告等を受けた場合の所管行政庁としての事務に関することを新たに人権教育課の所掌事務に加える。

(4) その他規定の整備

3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、2(3)については、公布の日

改正案	現 行
<p>埼玉県教育局組織規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(教育総務部各課の所掌事務)</p> <p>第四条 総務課においては、次の事務を所掌する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>三 (略)</u> (削る)</p> <p><u>三 (略)</u> (削る)</p> <p><u>四～十二 (略)</u></p> <p><u>十三 教育に関する公益信託(旧公益信託に限る。)</u>に関する事 こと。</p> <p><u>十四～十九 (略)</u></p> <p>第五条～第七条 (略)</p> <p>第八条 生涯学習推進課においては、次の事務(文化財・博物館課、県立学校人事課、高校教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、小中学校人事課及び義務教育指導課において所掌するものを除く。)を所掌する。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十八 県立図書館及び<u>県立大滝げんきプラザ</u>との連絡調整に関する事 こと。</p> <p>十九 県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ及び県立名栗げんき プラザの管理に関する事 こと。</p> <p>二十 (略)</p> <p>第九条～第十五条 (略)</p> <p>第十六条 人権教育課においては、次の事務を所掌する。</p>	<p>埼玉県教育局組織規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(教育総務部各課の所掌事務)</p> <p>第四条 総務課においては、次の事務を所掌する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>三 埼玉県教育振興基本計画の策定及び進行管理その他の教育施策の推 進に関する事 こと。</u></p> <p><u>四 (略)</u></p> <p><u>五 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価 に関する事 こと。</u></p> <p><u>六～十四 (略)</u></p> <p><u>十五 教育に関する公益信託に関する事 こと。</u></p> <p><u>十六～二十一 (略)</u></p> <p>第五条～第七条 (略)</p> <p>第八条 生涯学習推進課においては、次の事務(文化財・博物館課、県立学校人事課、高校教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、小中学校人事課及び義務教育指導課において所掌するものを除く。)を所掌する。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十八 県立図書館及び<u>県立げんきプラザ(県立長瀬げんきプラザ、県立小 川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザを除 く。)</u>との連絡調整に関する事 こと。</p> <p>十九 県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、<u>県立神川げんき プラザ</u>及び県立名栗げんきプラザの管理に関する事 こと。</p> <p>二十 (略)</p> <p>第九条～第十五条 (略)</p> <p>第十六条 人権教育課においては、次の事務を所掌する。</p>

一～三 (略)

四 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の施行に伴う事務(市町村立幼稚園及び県立特別支援学校(幼稚部を置くものに限る。)の職員等による入園児虐待に係る通告等を受けた場合の所管行政庁としての事務に限る。)に関すること。

五・六 (略)

第十七条～第二十四条 (略)

(本局の副教育長等)

第二十五条 (略)

2～5 (略)

6 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる本局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
(略)	(略)	(略)
高校教育指導課、 <u>特別支援教育課</u> 、保健体育課、義務教育指導課及び生徒指導課	教育指導幹	上司の命を受け、学校における教育指導に関する事務で特に指定された重要事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。
(略)	(略)	(略)

7・8 (略)

第二十六条～第二十九条 (略)

一～三 (略)

(新設)

四・五 (略)

第十七条～第二十四条 (略)

(本局の副教育長等)

第二十五条 (略)

2～5 (略)

6 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる本局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
(略)	(略)	(略)
高校教育指導課、保健体育課、義務教育指導課及び生徒指導課	教育指導幹	上司の命を受け、学校における教育指導に関する事務で特に指定された重要事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。
(略)	(略)	(略)

7・8 (略)

第二十六条～第二十九条 (略)

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十五号中「公益信託」の下に「（旧公益信託に限る。）」を加え、同号を同条第十三号とし、同条中第十六号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第八条第十八号中「県立げんきプラザ（県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザを除く。）」を「県立大滝げんきプラザ」に改め、同条第十九号中「、県立神川げんきプラザ」を削る。

第十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の施行に伴う事務（市町村立幼稚園及び県立特別支援学校（幼稚部を置くものに限る。）の職員等による入園児虐待に係る通告等を受けた場合の所管行政庁としての事務に限る。）に関すること。

第二十五条第六項の表高校教育指導課、保健体育課、義務教育指導課及び生徒指導課の項中「高校教育指導課」の下に「、特別支援教育課」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。